

島根県原子力安全顧問設置要領

(設置)

第1条 中国電力株式会社島根原子力発電所(以下「発電所」という)の安全性に関する諸課題に対応するため、島根県原子力安全顧問(以下「顧問」という)を置く。

(職務)

第2条 顧問は、知事からの求めに応じ、発電所の安全性に関わる事項について、必要な助言を行う。

2 顧問は、島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会会長の求めにより同協議会に出席し、必要な助言等を行う。

(顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

2 顧問の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(庶務)

第4条 顧問に関する庶務は、総務部消防防災課において処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、平成20年9月18日から施行する。